

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

- 一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について  
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

- マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

- 購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合 (円貨決済)

購入価額 10,000 円 (1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$  となり、合計 1,033,000 円 (税込) お支払いいただくこととなります。

(例 2) 口数指定で購入する場合 (外貨決済)

購入価額 10 米ドル (1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$  となり、合計 103,300 米ドル (税込) お支払いいただくこととなります。

(例 3) 金額指定で購入する場合 ([ ]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料 (税込) をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額 (税込) は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー  
ムからお問合せいただけます。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

#### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM\_TOUSHIN\_2.0



毎月分配

# パインブリッジ新成長国ダブルプラス

## <毎月分配タイプ>

追加型投信 / 海外 / 資産複合

## 愛称: アメージング・ストーリー

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券)))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ新成長国ダブルプラス<毎月分配タイプ>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年3月19日に関東財務局長に提出しており、2021年3月20日にその届出の効力が生じております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

**委託会社** **パインブリッジ・インベストメンツ株式会社**  
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日: 1986年11月17日
- 資本金: 1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 324,490百万円 (2021年7月末現在)

**照会先**

[電話番号] 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)  
[ホームページ] <https://www.pinebridge.co.jp/>

**受託会社**

**三菱UFJ信託銀行株式会社**  
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

# 1.

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドⅡ」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として新成長国の国債等および新成長国の株式へ投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

#### 1

2つのマザーファンドを通じて、今後の経済発展が見込める新成長国の債券と株式に投資を行います。

※当ファンドにおいて新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

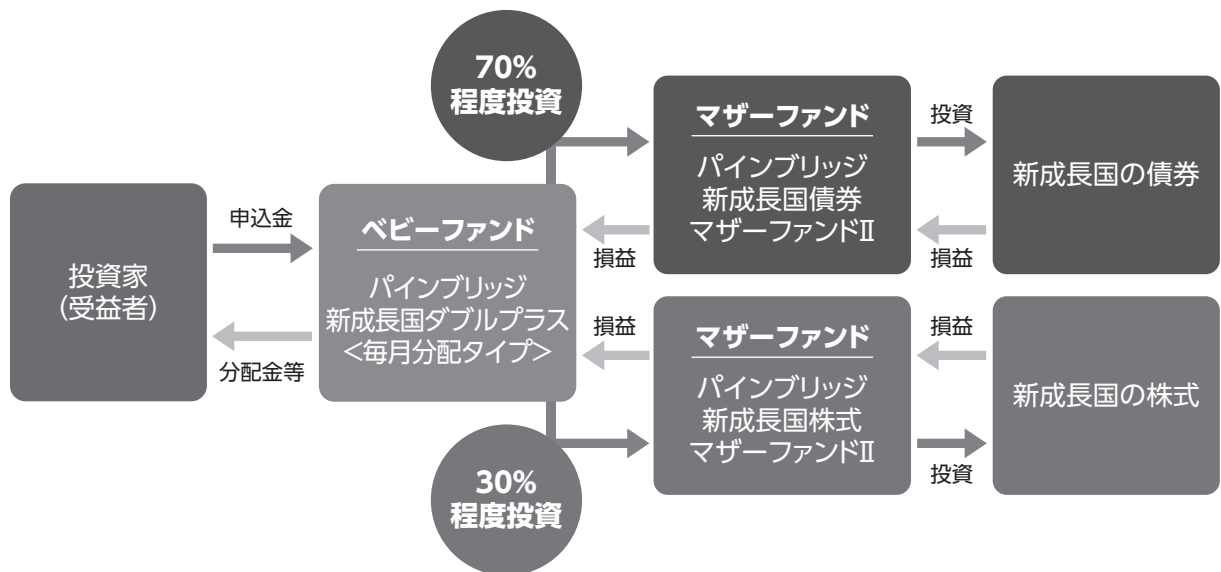
<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

●「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドⅡ」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ」に30%程度投資することを基本資産配分とします。

※基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。



2

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドⅡ」は、新成長国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債(クレジット・リンク・ノート)を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。

**<クレジット・リンク・ノート(CLN)とは>**

投資の主対象である企業または債券の信用リスクを、別の債券の信用に結びつけたものです。当ファンドの投資対象であるCLNは、原則として、CLNの発行体である金融機関が現地通貨建ての新成長国債等を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じて還元する仕組みです。CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能となるとともに、現地通貨建ての新成長国債等に投資するのと同様の投資効果が期待できます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。また、投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。
- 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド(PineBridge Investments Europe Limited)に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

3

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。

- 株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。
- 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー(PineBridge Investments LLC)に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

4

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

**主な投資制限**

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

**<当ファンドの運用担当者に係る事項>**

- ・パインブリッジ新成長国債券マザーファンドⅡ  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド エマージング国債運用チーム  
運用担当者:3名、平均運用経験年数:23年 (2021年7月末現在)
- ・パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ  
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー エマージング株式運用チーム  
運用担当者:3名、平均運用経験年数:27年 (2021年7月末現在)

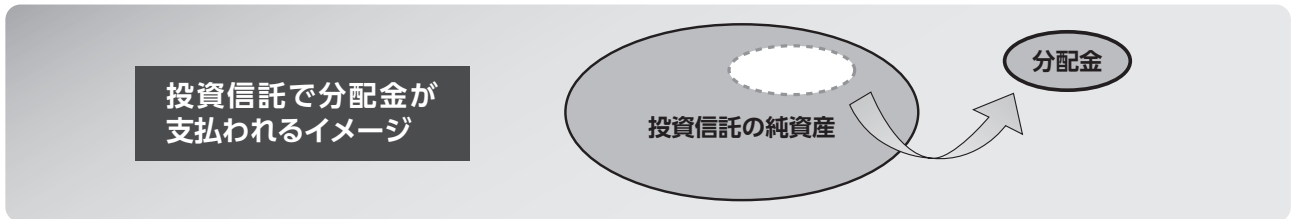
**追加的記載事項**

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2022年2月18日付で繰上償還を行う予定です。ただし、書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成が得られない場合には、繰上償還は行いません。

## 追加的記載事項

### 収益分配金に関する留意事項

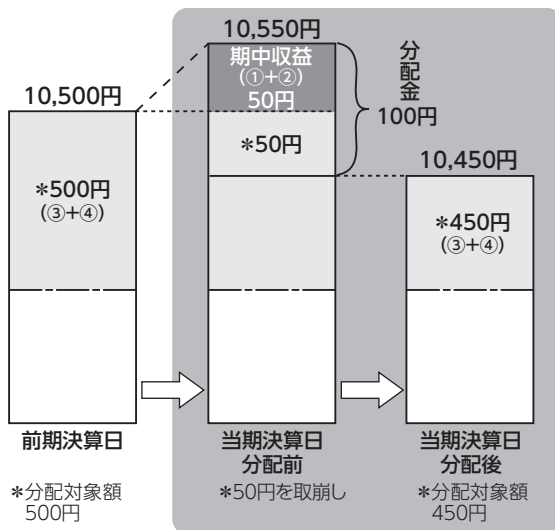
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



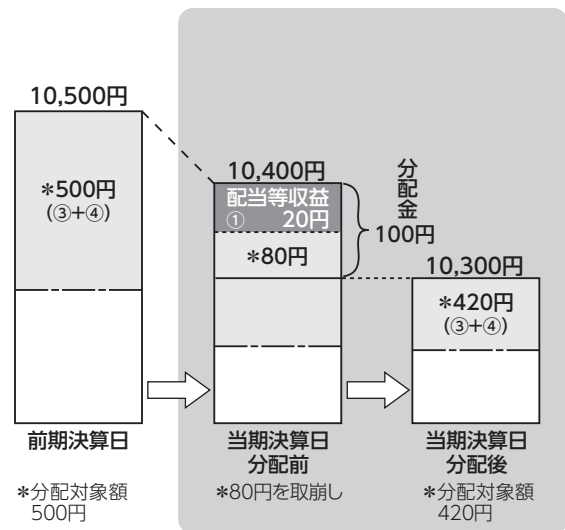
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合

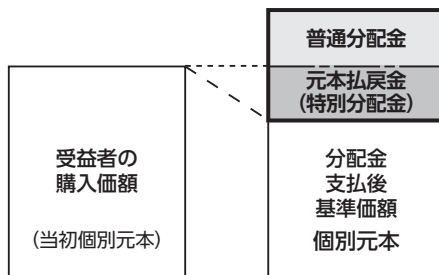


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

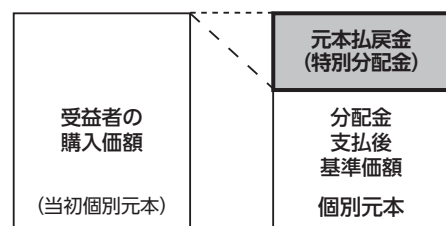
- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

##### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

##### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。



**2.****投資リスク****基準価額の変動要因**

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等(外貨建て資産には為替変動リスクもあります。)を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に有価証券の価格は、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に、新成長国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
金利変動リスク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

**その他の留意点**

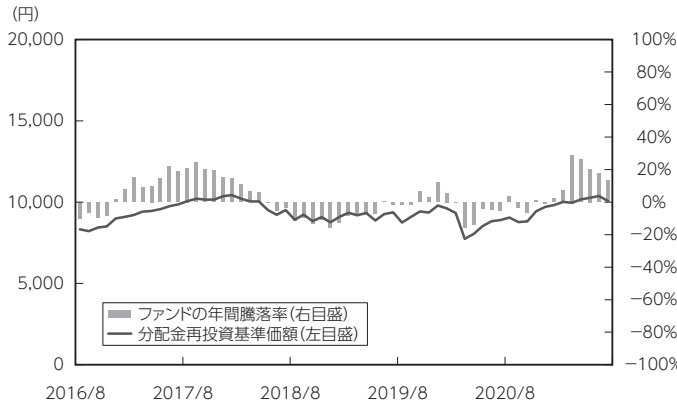
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券に結びつけた債券ですので、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクもあります。また、発行体の信用リスクが存在します。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

**リスクの管理体制**

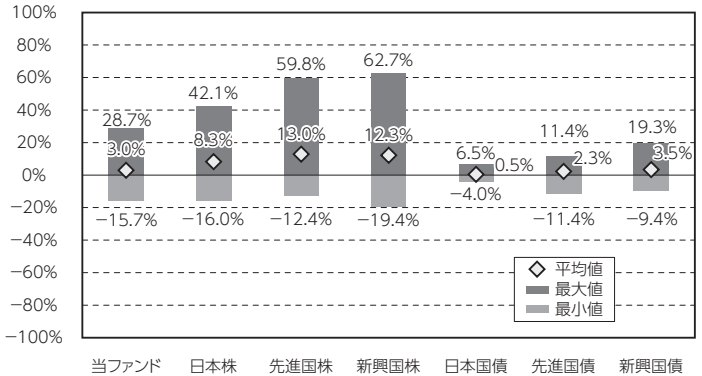
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

参考情報

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2016年8月～2021年7月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み
- 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属しています。また、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

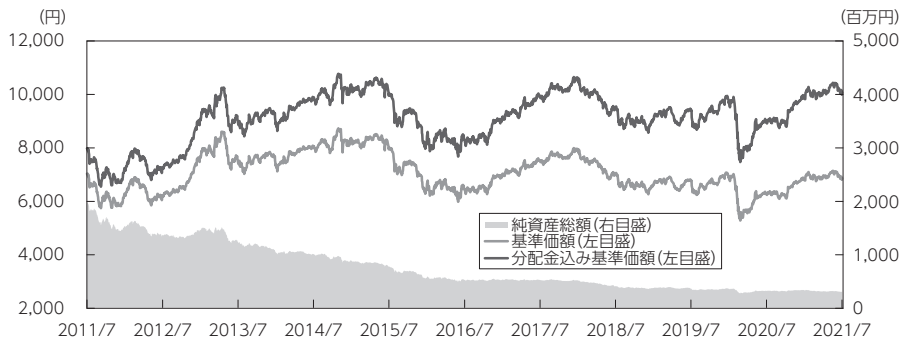
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

**3.**

**運用実績**

**基準価額・純資産の推移**

(過去10年間/2011年7月末~2021年7月末)



(2021年7月末現在)

基準価額	6,850円
純資産総額	293百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

**分配の推移**

(1万口あたり、課税前)

2021年 7月	15円	2021年 1月	15円
2021年 6月	15円	2020年 12月	15円
2021年 5月	15円	2020年 11月	15円
2021年 4月	15円	2020年 10月	15円
2021年 3月	15円	2020年 9月	15円
2021年 2月	15円	2020年 8月	15円

直近1年間累計	180円
設定来累計	2,765円

**主要な資産の状況**

(2021年7月末現在)

パインブリッジ新成長国債券マザーファンドII	70.56%
パインブリッジ新成長国株式マザーファンドII	29.00%
キャッシュ等	0.43%

● **パインブリッジ新成長国債券マザーファンドIIの主要な資産の状況**

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
ガーナ	GHANA GOVERNMENT BOND	19.25	2027/1/18	8.82
メキシコ	MEXICAN FIXED RATE BONDS	10.00	2024/12/5	4.64
中国	CHINA GOVERNMENT BOND	3.25	2026/6/6	3.59
ブラジル	REPUBLIC OF BRAZIL	10.00	2027/1/1	3.47
中国	CHINA GOVERNMENT BOND	3.29	2029/5/23	3.39

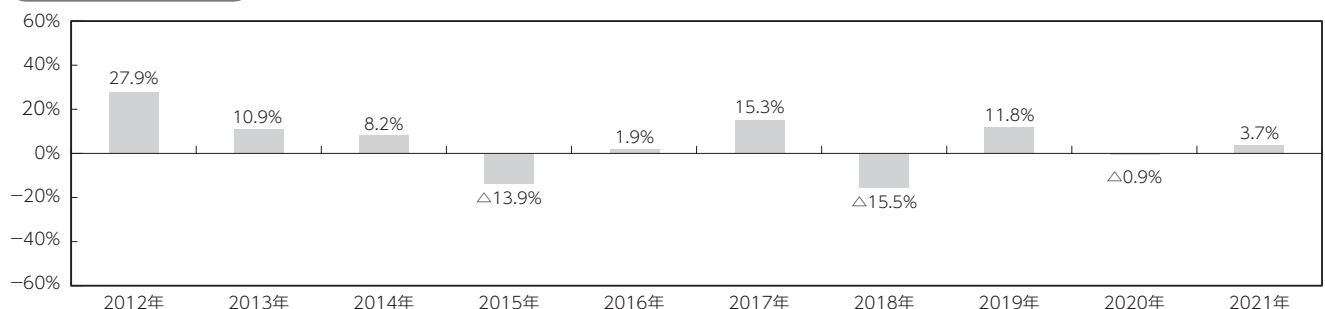
※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。(以下同じ。)

● **パインブリッジ新成長国株式マザーファンドIIの主要な資産の状況**

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
台湾	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.97
インド	INDIAMART INTERMESH LTD	資本財	4.57
アメリカ	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	-	4.29
アメリカ	MERCADOLIBRE INC	小売	4.14
インド	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	3.77

**年間収益率の推移**

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2021年は年初から7月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 4.

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の場合
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	2021年3月20日(土)から2022年3月18日(金)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ただし、繰上償還が決定した場合、申込期間は「2022年2月16日(水)まで」となります。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受け付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信託期間	無期限(信託設定日:2007年12月20日(木)) ※繰上償還が決定した場合、信託期間は「2022年2月18日(金)まで」となります。
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(6月、12月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

**ファンドの費用・税金**

**ファンドの費用**

投資者が直接的に負担する費用																										
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.85% (税抜3.5%)</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価																									
信託財産留保額	ありません。																									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																										
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.826% (税抜年1.66%)</b> の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。 <運用管理費用の内訳>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>50億円未満の部分</th> <th>50億円以上200億円未満の部分</th> <th>200億円以上の部分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用管理費用</td> <td colspan="3">1.826% (税抜1.66%)</td> <td>運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.891% (税抜0.81%)</td> <td>0.836% (税抜0.76%)</td> <td>0.781% (税抜0.71%)</td> <td>委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.858% (税抜0.78%)</td> <td>0.913% (税抜0.83%)</td> <td>0.968% (税抜0.88%)</td> <td>交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.077% (税抜0.07%)</td> <td>0.077% (税抜0.07%)</td> <td>0.077% (税抜0.07%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	各販売会社の純資産残高	50億円未満の部分	50億円以上200億円未満の部分	200億円以上の部分		運用管理費用	1.826% (税抜1.66%)			運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	委託会社	0.891% (税抜0.81%)	0.836% (税抜0.76%)	0.781% (税抜0.71%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価	販売会社	0.858% (税抜0.78%)	0.913% (税抜0.83%)	0.968% (税抜0.88%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	各販売会社の純資産残高	50億円未満の部分	50億円以上200億円未満の部分	200億円以上の部分																						
	運用管理費用	1.826% (税抜1.66%)			運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率																					
	委託会社	0.891% (税抜0.81%)	0.836% (税抜0.76%)	0.781% (税抜0.71%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価																					
販売会社	0.858% (税抜0.78%)	0.913% (税抜0.83%)	0.968% (税抜0.88%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																						
受託会社	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																						
※各販売会社の純資産残高は、「パインブリッジ新成長国ダブルプラス<1年決算タイプ>」の各販売会社の純資産残高との合計額とします。																										
※委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用の権限の委託先への報酬や、ファンドの監査費用等が含まれます。																										
その他の費用・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。 ※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用																									

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税及び地方税	<配当所得として課税> 普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	<譲渡所得として課税> 差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記は2021年7月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



